

改定 平成26年4月
改定 平成25年4月
改定 平成24年6月
改定 平成23年3月

橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン
全体計画

平成22年9月

和歌山県橋本市

目 次

第1章 総 則

1 計画の目的	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の構成	3
4 対象とする災害時要援護者	4
5 対象災害	8
6 対象地域	8

第2章 関係機関の役割

1 橋本市の役割	8
2 消防本部・消防団の役割	8
3 民生委員・児童委員の役割	9
4 地域支援機関の役割	9
5 専門支援機関の役割	9
6 伊都振興局（地域振興部・橋本保健所）の役割	10

第3章 災害時要援護者情報の収集・共有

1 災害時要援護者の把握	10
2 災害時要援護者情報の収集	10
3 情報収集の内容	11
4 情報の共有	11

第4章 避難支援プラン（個別計画）

1 個別計画作成の基本方針	12
2 避難行動要支援者の登録	12

第5章 避難支援体制

- 1 災害時要援護者支援班の設置 13
- 2 関係機関との連携 13
- 3 避難支援者の決定 13

第6章 情報伝達等

- 1 避難に関する情報 14
- 2 情報伝達ルート 15
- 3 防災情報の周知 15

第7章 安否確認

- 1 安否確認の方法 15
- 2 安否情報窓口の設置 16

第8章 避難誘導及び避難場所における支援

- 1 避難誘導の手段・経路等 16
- 2 避難場所における支援 17

第9章 災害時要援護者避難訓練の実施

- 1 災害時要援護者避難訓練の実施 19

第1章 総則

1 計画の目的

地震や台風、豪雨などの自然災害や火災などによって、毎年のように尊い人命が失われています。こうした中、特に高齢者や障がいのある人、乳幼児や妊産婦など「災害時要援護者（要配慮者）」の被災が目立っていることから、災害時要援護者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められています。

災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランは、災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における災害時要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、災害時要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、要援護者の特性に応じた十分な配慮を行い、情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化することを目的とします。

2 計画の位置付け

災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランは、橋本市地域防災計画の災害時要援護者対策について、避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。平成25年6月に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律により橋本市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン（全体計画）と名称変更し、かつ関連事項について計画の見直しを行い改訂した。

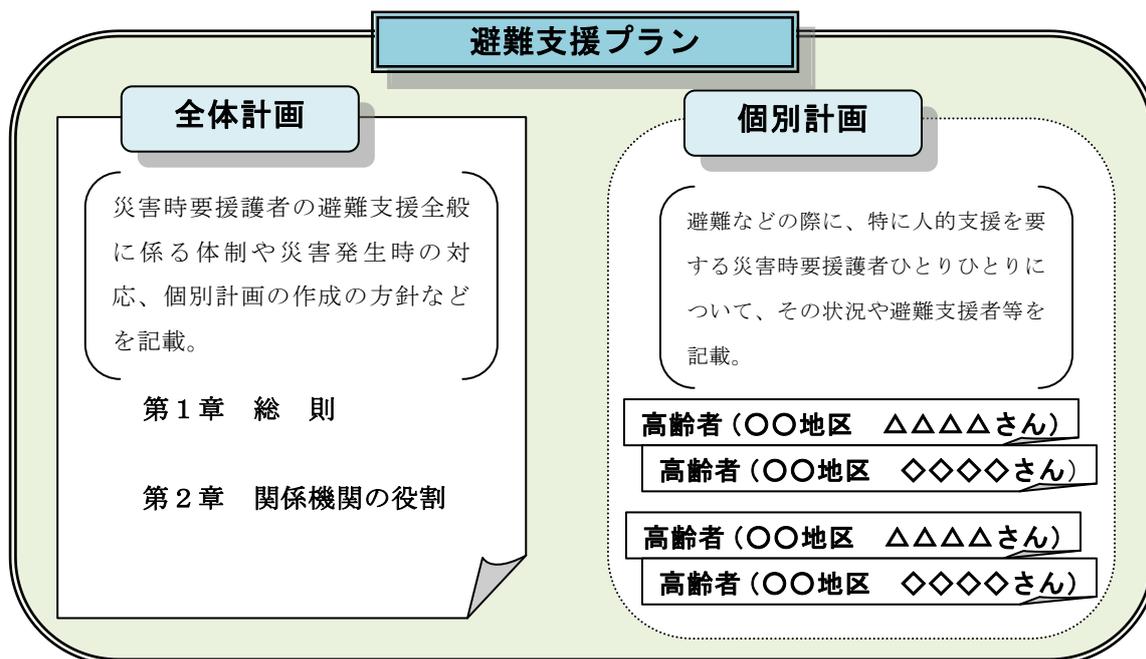
3 計画の構成

災害時要援護者（要配慮者）避難支援プランは、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と災害時要援護者一人ひとりのプランを定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本プランのことを指し、ここでは災害時要援護者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別計画」とは本プランに基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者一人ひとりについて、その状況や避難支援者等を「避難支援プラン（個別計画）」により作成（登録）したものをいう。

《避難支援プランの構成イメージ図》



4 対象とする災害時要援護者

(1) 災害時要援護者の定義

避難支援プランの対象者となる災害時要援護者は、橋本市地域防災計画で掲げているとおり、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する次の者とする。

- ①高齢者（一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者など）
- ②身体障がい者
- ③知的障がい者
- ④精神障がい者
- ⑤常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- ⑥自閉症等の発達障がいのある者
- ⑦乳幼児
- ⑧妊産婦
- ⑨日本語に不慣れな在住外国人

(2) 避難行動要支援者

要援護者のうち、次の人々で避難時の支援者が身近にいない方や支援者だけで移動するのが困難な方を避難行動要支援者とし、避難支援体制の整備を重点的かつ優先して行なうものとする。

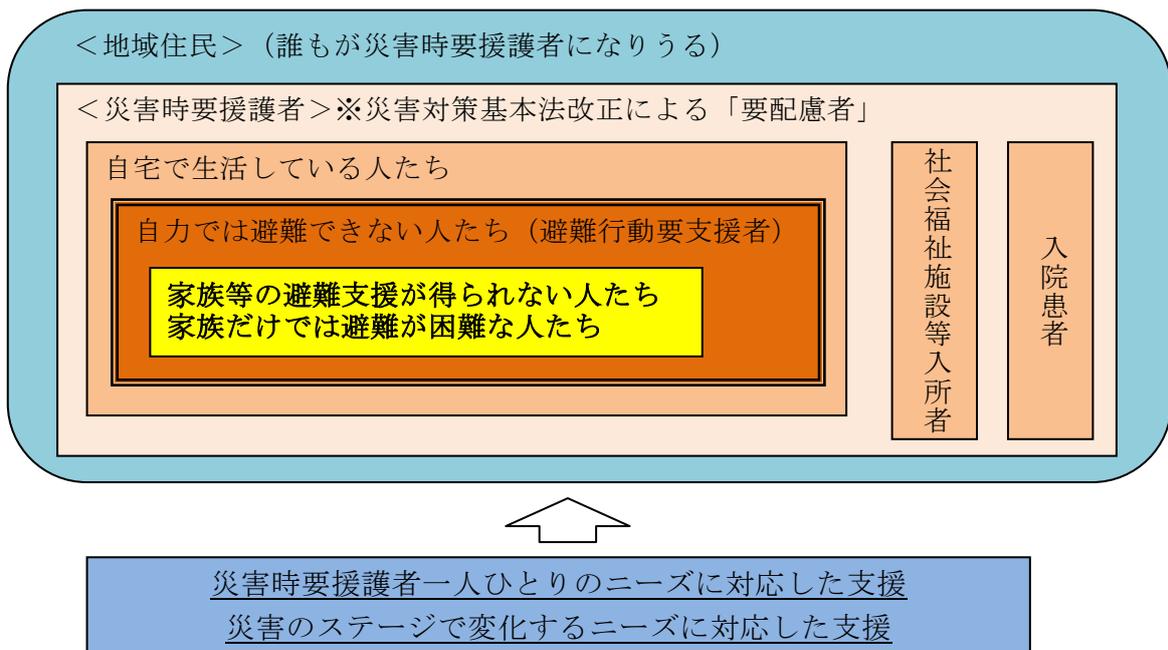
- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護

3以上の判定を受けている者

- ③ 認知症の者で、前号の規定する要介護認定において要介護1以上の判定を受けている者
- ④ 高齢者世帯で、一人が2号で規定する要介護認定において要介護1以上の判定を受けている者
- ⑤ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体不自由、視覚障がい及び聴覚障がいを有する者
- ⑥ 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けた者
- ⑦ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障がい者福祉手帳1級（重度）の交付を受けている者
- ⑧ 特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ⑨ 来日してからの期間が短い研修生等、日本語に不慣れな在住外国人
- ⑩ 前各号に準じる状態にある者で市長が必要と認める者

**本プランでは、原則として、避難行動要支援者を個別計画作成の対象とするが、要援護者等についても、必要な状態にあると認められる者については積極的に支援計画を作成する。

これらの災害時要援護者の特徴や災害時のニーズ（例）は、表①(P.6～P.7)のとおりとされている。



災害時要援護者の特徴およびニーズ（例） 表①

	区分	特徴	災害時のニーズ
高齢者	一人暮らし 高齢者	基本的には自力で行動できるが、緊急事態等であることに気付くのが遅れる場合がある。	災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	要介護高齢者 (寝たきり)	食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで介助が必要であり、自力で移動できない。	災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。
身体障がい者	視覚障がい者	視覚による認識が困難な場合や、置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障がい者	音声による避難・誘導の指示が認識できない。また、音は聞こえても、ことばの意味などを理解できない場合がある。コミュニケーション手段は、失聴時期や残存聴力によって、手話、筆談、補聴器を使用した残存聴力の活用等、様々であり、その人に応じた手段でコミュニケーションすることが必要である。	補聴器や、手話、文字、絵図等の活用等その人に応じたコミュニケーション手段での情報伝達および状況説明が必要となる。
	言語機能障がい者	自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢体不自由者	体幹機能障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内部障がい者	ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療(透析等)が必要である。	避難場所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 継続治療できなくなる傾向がある。透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。

区分	特徴	災害時のニーズ
知的障がい者	緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいます。 施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。	気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
難病患者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与が必要である。	避難場所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。 特殊な医療器具やその電力の確保が必要となる。
乳 幼 児	年齢が低いほど、養護が必要である。	緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊 産 婦	自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外 国 人	日本語で情報を受けたり伝達することが十分でない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供等が必要となる。母国語による情報提供や相談が必要となる。

(参考)「災害時要援護者対策ガイドライン」(日本赤十字社)

(参考資料)

『耳がきこえない』ということは、見た目ではわかりません。特に災害時では、情報が届かないことや、手話や筆談でのコミュニケーションが必要なことを、自らアピールしていくことも大切です。

また、『手話や筆談での支援ができる』ことや『聴覚障がい者への理解を持っている』健聴者の目印にもなるように、聴覚障がい者・健聴者共に使用できるデザインになっています。橋本市では、聴覚障がい者、手話サークル会員等が持っています。



東京都墨田区聴覚障害者協会と手話サークル「すみだ」作品

5 対象災害

本プランは、主に風水害、地震等における要援護者の避難支援体制の整備を対象とする。

6 対象地域

本プランは、橋本市全域を対象とするが、災害危険地域など被災リスクの高い地域や孤立化のおそれのある地域について優先的に扱う。

**災害危険地域については、土砂災害危険箇所、河川の浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の災害危険地域の調査も進められてきており、特に避難を要する地域の想定も可能となってきた。

第2章 関係機関の役割

1 橋本市の役割

- ① 災害時要援護者支援班の設置
- ② 在宅の要援護者の全体把握
- ③ 避難行動要支援者の把握と個別計画作成のための登録の働きかけ及び個別計画の作成、保管、避難支援機関への提供
- ④ 避難準備（要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）等の情報伝達体制の整備
- ⑤ 避難準備情報の発令、伝達
- ⑥ 個別計画のない避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- ⑦ 要援護者が必要な保健・医療・福祉サービス等が受けられる避難所（以下「福祉避難所」）の指定、運営
- ⑧ 自主防災組織等の結成促進、自主防災強化のための資機材の整備
- ⑨ 要援護者の避難支援方法の普及啓発及び避難支援訓練の実施

2 消防本部・消防団の役割

- ① 要援護者の避難支援体制整備への協力
- ② 消火・水防活動
- ③ 被災者の救助・救急活動
- ④ 被災者の避難誘導活動（緊急性を優先）

3 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、日頃の見守り活動を通じて以下の役割を担う。

- ① 市からの依頼による避難行動要支援者の把握のための調査への協力
- ② 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- ③ 市の依頼による個別計画作成への協力
- ④ 個別計画の修正内容の市への提供
- ⑤ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

**災害時に要援護者の避難が確実に行なわれるよう、市は、あらかじめ要援護者の全体把握を行い、避難誘導や安否確認を行なう必要がある。施設入所中の要援護者は施設において常時必要な支援を受けており、災害時も施設における支援を受けることが前提となるため、本プランは在宅の要援護者を全体把握の対象とした。

**避難行動要支援者が個別計画作成のための登録をしなかった場合、個別計画が作成されず、関係機関からの計画的な避難支援が望めないこととなる。

未登録者に対して、市では避難場所への移動支援を行なうことになるが、迅速な避難支援が望めなくなる可能性が高いことを事前に周知しておく必要がある。

なお、和歌山県防災対策推進条例では、第 14 条で「災害時要援護者は、市町村、自主防災組織等に対して、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するなど、その取組に協力するよう努める」ものと定めている。

4 地域支援機関の役割

地域支援機関とは、区や自治会、自主防災会、障がい者団体、防災士会等、地域で相互扶助活動を行なう組織のことで、日頃の地域活動を通じて以下の役割を担う。

- ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- ② 個別計画の修正内容の市への提供
- ③ 避難行動要支援者への避難準備情報等の伝達
- ④ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認

**地域支援機関は、市からの依頼により、避難支援者と避難方法を選定し、個別計画作成の協力を行う。個別計画には障がいの等級や家族状況等極めて個人的な情報が記載されること、また、市の責任において迅速に個別計画を作成することが望ましいことから、作成主体はあくまで市である。

和歌山県防災対策推進条例では、第 19 条で「自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において要援護者の避難誘導、介助等を円滑に行なうため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努める」ものとしている。

5 専門支援機関の役割

社会福祉協議会・社会福祉施設・医療機関等、介護・医療活動を行なう専門支援機関は、以下の役割を担う。

- ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- ② 市の依頼による個別計画作成への協力
- ③ 個別計画の修正内容の市への提供
- ④ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認
- ⑤ 要援護者の収容

6 伊都振興局（地域振興部・橋本保健所）の役割

- ① 個別計画作成のための登録申請の避難行動要支援者への働きかけ
- ② 市が作成する個別計画への助言
- ③ 個別計画の修正内容の市への提供
- ④ 県が把握している要援護者について、市への情報提供同意取得
- ⑤ 専門支援機関及び地域支援機関の行なう避難支援への協力

第3章 災害時要援護者情報の収集・共有

1 災害時要援護者の把握

災害発生時において災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難場所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者の把握と区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等関係機関・団体間、消防機関、警察その他の関係者での情報の共有が必要となる。

このため、市の各所管は通常業務等を通じて日頃から災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理し台帳（橋本市災害時要援護者（要配慮者）支援台帳）を作成する。

なお、橋本市災害時要援護者（要配慮者）支援台帳については、平成25年6月に公布された災害対策基本法等の一部を改正する法律に作成することが義務づけられた『避難行動要支援者名簿』と位置づけることにする。

2 災害時要援護者情報の収集

災害時の避難などについて、特に人的支援を要する災害時要援護者情報の収集は、次の方式により行い、避難支援プラン（個別計画）を作成（登録）していく。

また、これらの方式をより多くの災害時要援護者に周知し、避難支援プラン（個別計画）の作成（登録）を呼びかけるため、上記により市が保有する情報の活用等について検討を行う。

（1）手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、平常時から区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、避難支援者等に個人情報を開示することに同意するものは、登録申請書に必要事項を記入し、市長に提出（登録）するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も、同様とする。

（2）同意方式

区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、障がい者団体等と連携し、地域において支援が必要な人を把握し、登録を直接働きかける。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて災害時要援護者から同意を得る。

(3) 関係機関共有方式

市の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、民生委員・児童委員間で共有する。

**台帳整備のため、橋本市個人情報保護条例第8条の規定に基づき、市各部局の持つ情報の活用を行なうとともに、県に情報の提供を依頼する。

①住民基本台帳②身体障がい者手帳交付台帳③療育手帳交付台帳④特定高齢者把握台帳⑤要介護、要支援認定台帳⑥自立支援医療費の申請受理簿⑦母子健康手帳の台帳等⑧特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給者証交付者名簿（保健所）
⑨小児慢性特定疾患登録者名簿（保健所）

3 情報収集の内容

台帳には、以下の情報を収集して記載する。

①氏名②性別③年齢（生年月日）④血液型⑤住所⑥電話番号等⑦要援護者区分⑧避難誘導時の留意事項⑨同居者の有無⑩避難支援者の有無⑪緊急時の連絡先⑫体格⑬日常生活の状況⑭災害時に必要な支援等⑮予定避難場所等⑯担当民生委員・児童委員⑰個別計画の有無⑱その他

**災害時要援護者（要配慮者）登録申請書については、資料1のとおりです。

4 情報の共有

橋本市災害時要援護者（要配慮者）支援台帳については、避難支援に関係する目的以外に使用してはならない。また、これら情報を災害時以外に庁内や関係機関、団体等で共有する場合で、本人同意を得られていない情報については、橋本市個人情報保護審査会の意見を聴いて行なうものとする。

本人同意を得ている場合においても個人情報を提供する場合は、橋本市災害時要援護者（要配慮者）名簿情報提供ガイドラインに基づき、橋本市災害時要援護者（要配慮者）名簿の提供等に関する覚書を締結するものとする。市は、個人情報保護条例の規定、情報を提供される側の守秘義務の仕組み等について周知する。本人からの照会等に対応できるように、個人情報の提供先等について記録を残す。

**市においては、橋本市個人情報保護審査会を平成23年1月12日、平成23年2月23日に2回開催し、平成23年3月1日付けで次の答申を得た。資料2のとおり

災害発生時における要援護者の支援を円滑に行うため、要援護者の個人情報を民生委員・児童委員と共有することは必要であり、本人同意が得られない場合であっても、人命尊重の観点からその公益上の必要性が認められる。但し、次の3点の条件が付せられた。

①本人同意が得られていない場合の個人情報の共有についてもその必要性を認めるが、個人情報の共有は、本人同意の上で行われることが最善であるため、本人から同意を得ることができると容易に判断することなく、もう少し時間をかけて本人同意の取得に努力を重ねること。なお、この点について、民生委員・児童委員にも十分に理解を深めてもらい、双方努力して本人同意の取得にあたられたい。②民生委員・児童委員に情報提供する場合にあっては、その取扱いに係る誓約書の提出を求めること。③個々の民生委員・児童委員に提供する要援護者の名簿については、担当地区のみに限定するなどできるだけ少なくなるよう配慮すること。

第4章 避難支援プラン（個別計画）

市は、災害時要援護者登録制度を設け、登録された避難行動要支援者に関する個別計画を作成する。

1 個別計画作成の基本方針

（1）作成主体

市は、災害時要援護者（要配慮者）登録台帳を活用して、避難行動要支援者への聞き取りを基本としながら、自ら、若しくは民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災会、障がい者団体等と協力して個別計画を作成するものとする。

（2）個別計画の内容

個別計画には、情報伝達、避難誘導、避難先での留意事項等の避難支援に必要な、以下の事項を記載することとする。

なお、個別計画作成後、内容に変更が生じた場合や本人等から変更の申請があった場合は、速やかに更新を行なうほか、民生委員・児童委員、区・自治会、自主防災会、障がい者団体及び避難支援者等の協力を得て、定期的に情報の更新を行なう。

- ① 避難支援者
- ② 予定避難場所
- ③ 情報伝達の流れ
- ④ 情報伝達での留意事項
- ⑤ 避難時に携行する医薬品等
- ⑥ 避難誘導時の留意事項
- ⑦ 避難先での留意事項
- ⑧ 避難経路図及び要支援者自宅間取り

2 避難行動要支援者の登録

個別計画の作成を希望する者は、市に直接又は民生委員・児童委員等を通じて登録申請を行なう。

原則として避難行動要支援者を対象とするが、支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者については、登録の対象とするものとする。

第5章 避難支援体制

1 災害時要援護者支援班の設置

市は、災害対策本部福祉厚生部内に災害時における「福祉班」を設置する。また、以下の業務を行う。

① 平常時の業務

要援護者情報の共有化、避難支援プランの策定、要援護者参加型の防災訓練の計画・実施、広報・啓発、その他必要な業務

② 災害時の業務

要援護者への情報伝達、避難誘導、安否確認、避難状況の把握、避難場所との連携・情報共有、その他必要な業務

2 関係機関との連携

災害時要援護者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となる。このため、市は、区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、障がい者団体、地域包括支援センター等の関係機関・団体と連携し、避難支援体制の構築を推進する。また、地域コミュニティや地域における要援護者支援に関する人材の育成に努めるなど、支援体制の充実を図る。

3 避難支援者の決定

避難などの際に、特に人的支援を要する災害時要援護者については、関係機関・団体と連携し、避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を定めることとする。避難支援者は、災害時要援護者本人の意向を尊重しつつ原則として複数名選出する。

なお、避難支援者の選定にあたっては、災害時要援護者本人に対し、避難支援者による支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり、災害時要援護者の自助が必要不可欠であることについて十分に周知することとする。

また、地域コミュニティが醸成されていない地域における避難支援者の登録制度の検討なども行う。

第6章 情報伝達等

1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、市は表②のとおり避難準備情報の発表や避難勧告・指示を発令することとしている。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達する。

《避難勧告等の一覧》 資料 表②

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	○ 避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○ 通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	○ 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況	○ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる※

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて避難することもある。

2 情報伝達ルート

災害時の情報等については、市は表③のように多様な手段を講じて伝達することとしている。

《情報伝達手段の一覧》 資料 表③

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
市広報車・消防車等による広報	○	
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市防災情報メールの配信(含む携帯電話)		○
緊急速報メールの配信		○
市ホームページへの掲載	※1	○
臨時広報紙の発行		○

※1 対応する機能ソフトがあれば、音声での読み上げも可能。

災害時要援護者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合があることや視覚障がい者・聴覚障がい者に対応する情報手段、外国人に対応する言語等を考慮する必要がある。

このため、総合調整部及び福祉厚生部が中心となって、各区・自治会や自主防災会、地域包括支援センター、国際関係団体等の関係機関・団体のネットワークを活用し、災害時要援護者や避難支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備するものとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が災害時要援護者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮する。

3 防災情報の周知

市が作成している防災ハザードマップが住民に活用されるよう、各世帯への直接配布、転入者への窓口での配布、市ホームページへの掲載等を行う。

また、各種マップを用いて災害時要援護者関連施設の位置や避難場所、施設への情報伝達方法、避難経路等を平時から確認するよう、説明会などを通じて住民への周知に努めるとともに、特に災害時要援護者を支援する人などの理解を進め、地域防災に関する意識の向上を図るものとする。

第7章 安否確認

1 安否確認の方法

災害時要援護者の安否確認については、市は次のような手段を講じて行うこととしている。この際、各区・自治会や自主防災会、民生委員・児童委員、障がい者団体、地域包括支援センター等の関係機関・団体のネットワークを活用するとともに、避難支援者からの情報も集約するなど、確実に安否確認ができる体制を整備するものとする。

確 認 方 法	<ul style="list-style-type: none">○ 避難者名簿○ 民生委員・児童委員の調査に基づく報告○ 障がい者団体、福祉関係団体等の調査に基づく報告○ 自主防災組織の調査に基づく報告○ 総合調整部及び福祉厚生部等関係部署の調査に基づく報告○ その他関係機関の調査に基づく報告
---------	--

2 安否情報窓口の設置

市は、関係機関・団体や避難支援者による安否確認、安否情報の集約、災害時要援護者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、福祉班に安否情報窓口を設置する。

第8章 避難誘導及び避難場所における支援

1 避難誘導の手段・経路等

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため避難準備情報等を発令した場合は、市は安全な地域への避難誘導を行う。

この際、特に人的支援を要する災害時要援護者については、避難支援プラン（個別計画）に基づいて、市と地域住民等が連携して避難誘導を行い、それ以外の災害時要援護者については、近隣住民同士の日頃からの繋がりにより避難を促すことを基本とする。

このため、平常時から、市、区・自治会、自主防災会、福祉関係者等の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、災害時要援護者自身も、自宅から避難場所等まで、実際に避難支援者とともに歩いてみて、避難経路を確認しておくよう周知する。

なお、避難経路の選定にあたっては、地震の際に倒壊の恐れのある場所や洪水初

期の浸水が予想されるアンダーパス（交差する鉄道や道路などの下を通過するため、周辺の地面よりも低くなっている道路のことをいいます。）などの危険な箇所を避け、災害時要援護者の避難・搬送形態を考慮した避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

2 避難場所における支援

（1）避難場所における支援対策

避難場所においては、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を災害時要援護者の避難状況に応じて仮設する。

特に体育館等が避難場所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備を行う。

これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係機関・団体、事業者と事前に協定を締結するなどにより、通常時から対応等を講じておくこととする。

避難場所では、災害時要援護者の要望を把握するため、区・自治会や自主防災会、福祉関係者、避難支援者等の協力を得つつ、災害時要援護者からの相談を受け付ける。その際、女性や乳幼児のニーズを把握するため、女性も配置するなどの配慮を行う。

さらに、避難場所における情報提供は被災者にとって大変重要なことから、特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。

また、避難生活が長期化する場合は、高齢者、障がい者等の心身の健康管理や生活リズムを取り戻す取り組みが重要であることから、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の生活支援を必要に応じて実施するとともに、状況に応じて避難場所から社会福祉施設への緊急入所、病院への入院等の手続きを行う。

なお、発災後、速やかな対応をとるために、関係機関・団体、事業者等と事前に協定を締結するなど、通常時から役割分担を明確にしておくこととする。

（2）福祉避難所の指定

市は、個別計画の作成等を通じて、福祉避難所への避難が必要となる人数の推計を行い、地域ごとのニーズを把握して福祉避難所を指定する。

指定に当たっては、福祉避難所に適する施設等との間で、事前に災害時の体制や役割分担等について協議を行ない、対応能力等を相互に確認した後、福祉避難所の指定又は協定の締結を行なうものとする。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、バリアフリー化されているなど、災害時要援護者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活

用することとする。

(3) 福祉避難所の周知

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法を災害時要援護者を含む地域住民に周知するとともに、周辺の福祉関係者等の十分な理解を得るものとする。

(4) ボランティアとの連携

避難場所における要援護者の生活支援等においては、ボランティア活動が大きな役割を担う。特に、行政の機能が十分に発揮されない発災直後では、ボランティアの迅速かつきめ細かな活動が極めて重要となる。

社会福祉協議会は、積極的にボランティアを受け入れ、市及び関係機関等と連携して要援護者の救護及び避難場所における支援に取り組むものとする。

そのため、社会福祉協議会は、ボランティアの受け付け及びコーディネート、活動のニーズ調査、把握を行なう機関として「災害救援ボランティアセンター」を立ち上げるものとする。ニーズについては、時間の経過とともに変化することに留意し、市、NPO、ボランティア団体などと連携して把握に取り組むものとする。また、避難場所生活において要援護者を支援するためには、手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳者等の専門技術型ボランティアの配置が有効である。そのために、平常時から専門技術型ボランティアの候補者名簿の作成やネットワーク構築に努めるものとする。

また、市は、災害救援ボランティアセンターとの連絡体制を確立するため、連絡員を派遣するなどの体制とともに、活動に必要な場所や資機材を提供するなどボランティア活動を支援する環境の整備を行なうものとする。

**平成 25 年 2 月、和歌山県は、避難所運営マニュアル作成モデルを見直し、避難所運営の中心メンバーに女性を選出することで女性の意見を反映しやすくなるなどの規定を新たに追加した。また、警察官による避難所の巡回やトイレや風呂に安全に行けるよう照明等、授乳やオムツ換え、夜泣き等に考慮し、避難所の共有空間として授乳室・育児室の設置を配慮することなどを追加した。妊産婦は、被災による精神的なショックから体調に影響を及ぼしやすいので、カウンセリング等実施に努めることなど留意事項を追加した。市においては、避難所運営マニュアルを平成 22 年 9 月に策定しており、平成 26 年 5 月に改訂を予定している。

第9章 要援護者避難訓練の実施

災害時要援護者が迅速かつ適切に避難を行うためには、災害時要援護者本人を含めた近隣住民同士での日頃からの繋がりや災害時要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけではなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を平常時から深める必要がある。

また、在宅の災害時要援護者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりをすすめ、地域住民の協力関係をつくることが重要となる。

このため、区・自治会や自主防災会、福祉関係者等と連携し、災害時要援護者や避難支援者とともに、災害時要援護者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図る。

避難訓練には、地域住民や災害時要援護者、避難支援者等が積極的に参加し、災害時要援護者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証や障害物の確認等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上が図られる。

このため、災害時要援護者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所設置運営訓練などの訓練を行うこととする。